

保護者のみなさまへ（臨時休業の延長のお知らせ）

新型コロナウイルスの感染増加に対応する緊急事態宣言の対象地域が、全都道府県に拡大されたことを踏まえ、4月24日（金）までとしていた小中学校の臨時休業期間を延長することとしましたので、お知らせします。

記

○小学校・中学校の臨時休業期間

令和2年5月6日（水）まで

○休業期間中の家庭学習

- ・学校が課題を準備し、児童生徒へ配布します。これまでのような復習に加え、教科書を利用しながら予習する内容も提示し、学習をサポートしていきます。

小学校・・・保護者の来校時に、前回分の課題の達成状況を把握するとともに、新たな課題を配布する。

中学校・・・生徒が分散登校し、前回分の課題の達成状況を把握するとともに、新たな課題を配布する。

※具体的な日時は、各校より連絡があります。

○休業期間中の生活指導

- ・小学校は電話等で、中学校は分散登校時の面談等で、担任が児童生徒の生活の様子を確認するとともに相談等に応じます。

○休業期間中の小学生の受け入れ【※裏面参照】

- ・4月1日現在の学童保育登録者・・・学童保育の利用可
- ・小学1～3年生（学童保育未登録者で日中世話をする方がいない児童）が、自主学習を行うため、各小学校の教室等を開放します。

○今後の連絡事項

- ・状況は日々変化しています。今回の内容に変更等ありましたら、各校からのメール等による連絡のほか、魚津市ホームページ等にてご案内いたします。

令和2年4月17日

魚津市教育委員会 教育長 畠山 敏一

※小学生の受け入れについて

【学童保育の利用】

- 対 象 4月1日現在の登録者
- 期 間 5月2日（土）まで
- 時 間 8時から18時まで
※実施クラブのみの対応
早朝保育（午前7時30分から午前8時までを除く）
延長保育（午後6時から午後7時まで）
- そ の 他 利用料がかかることをご了承ください。
送迎は保護者等が行ってください。
弁当を持参してください。

※ご家庭での保育が可能な場合は、可能な限り学童保育の利用を自粛いただくよう、より一層のご協力をお願いします。

【自主学習の場として学校を利用】

- 対 象 小学1～3年生のうち日中保護者（祖父母等を含む）不在で
学童を申し込んでいない児童
- 期 間 5月1日（金）まで
- 時 間 8時から16時まで
- そ の 他 送迎は保護者等が行ってください。
弁当を持参してください。
ご利用される際は、事前に学校へ連絡ください。